

# ジュンスポーツ北海道 | 体操競技チーム 育成補償規程

## 第1条（目的）

本規程は、ジュンスポーツ北海道（以下「本クラブ」という）が体操競技選手の育成および競技力向上のために要した合理的な費用について、選手が他団体へ所属を変更し競技活動を継続する場合に、移籍先団体が負担する育成補償金の算定および取扱いを定めることを目的とする。

## 第2条（基本原則）

1. 本規程は、選手の競技活動および移籍の自由を制限するものではない。
2. 育成補償金は、違約金、損害賠償、罰金その他の制裁金ではない。
3. 育成補償金の支払義務者は、原則として移籍先団体とし、選手本人に直接請求しない。

## 第3条（適用対象）

本規程は、本クラブと体操競技選手としての雇用契約または特別合意事項（アスリート契約）を締結した選手に適用する。

## 第4条（算定対象）

育成補償金の算定対象は、次に掲げる育成および競技支援に要した費用とする。

1. 大会・合宿等に係る遠征費（旅費・宿泊費）
  2. 日当、登録料、保険料
  3. 医科学、コンディショニング、ケア等の競技関連実費
  4. 競技活動手当および成績運動型報奨金のうち、合理的範囲内で評価されるもの
- ※ 紹与、賃金、所定労働時間または練習時間に対応する対価は算定対象に含めない。

## 第5条（基礎育成額）

前条に基づき算定された直近1年間の合計額を、基礎育成額とする。

## 第6条（在籍年数係数）

在籍年数に応じ、次の係数を適用する。

- ・1年未満：0.5
- ・1年以上2年未満：1.0
- ・2年以上3年未満：1.3
- ・3年以上：1.5

※ 係数は累積せず、最終在籍期間に基づき1回のみ適用する。

## 第7条（育成ステージ）

育成ステージは、別紙「育成ステージ判定基準」に基づき、S1からS4までのいずれかを判定する。

## 第8条（移籍先カテゴリ係数）

移籍先団体の区分に応じ、次の係数を適用する。

- ・同等クラブ：1.0
- ・上位クラブまたは企業チーム：1.3

## 第9条（算定式）

育成補償金は、次の算定式により算出する。

$$\text{基礎育成額} \times \text{在籍年数係数} \times \text{育成ステージ係数} \times \text{移籍先カテゴリ係数}$$

※最終的な育成補償金額は、第10条に定める上限額を超えない範囲で確定する。

## **第 10 条（上限額）**

育成ステージごとの上限額は、次のとおりとする。

- ・ S1 : 1,000,000 円
- ・ S2 : 1,500,000 円
- ・ S3 : 2,500,000 円
- ・ S4 : 3,000,000 円

## **第 11 条（発生条件）**

育成補償金は、選手が競技活動を継続する目的で、他のクラブ、企業または団体に所属を変更する場合に発生する。

完全な競技引退、一般就職または 12 か月以上の競技中断後の復帰は、原則として対象外とする。

## **第 12 条（年次更新）**

1. 本規程および育成ステージは、前年度実績をもとに、毎年 4 月 1 日付で更新する。
2. 更新後の内容は当該年度以降に適用し、遡及適用は行わない。

## **第 13 条（引退後の競技復帰）**

1. 選手が引退を理由として契約を終了した場合であっても、引退日から 12 か月以内に競技活動へ復帰した場合には、当該引退を競技活動の一時停止とみなす。
2. 前項の場合、育成補償金は引退直前に確定していた育成ステージおよび算定基準に基づき算定する。
3. 支払義務者は、原則として競技復帰先団体とする。

## **第 14 条（契約期間満了・更新拒否の場合）**

選手が雇用契約または特別合意事項（アスリート契約）の期間満了、更新拒否または合意解約により本クラブを離れ、引き続き体操競技選手として競技活動を継続する目的で他団体に所属する場合には、本規程を適用する。

## **第 15 条（支払不履行時の対応）**

1. 移籍先団体が正当な理由なく育成補償金の支払に応じない場合、本クラブは当該移籍を未解決状態として取り扱うことができる。
2. 本クラブは、日本体操協会登録規程に基づき、所属変更意見書を提出し、移籍条件未履行について競技団体の判断を仰ぐことができる。
3. 本条の手続は、選手に対する制裁を目的とするものではない。

## **第 16 条（公表）**

本規程は、公式ウェブサイト等において公表するものとする。ただし、個別の算定結果、内部評価資料および個別契約内容は公表しない。

## **付則**

本規約は、2026 年 4 月 1 日より施行する。